

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月まで

申立期間当時、私はA業見習生だったので、母親は、私の国民年金の加入手続を行っていなかったが、B町役場に勤めている隣人から、「大学生ではないので、国民年金保険料を掛けないといけない。」と教えられたため、同町役場で加入手続を行い、その際、未納となっていた保険料について、相談の上、3回に分割して納付してくれた。30年も前のことなので、母親は具体的なことを覚えていないが、確かに未納分の保険料を納付してくれたはずなので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付済みである上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和39年11月に国民年金に任意加入して以降、国民年金被保険者期間について60歳到達時まで保険料の未納は無く、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ住所であったその兄は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、国民年金加入手続後に国民年金保険料を複数回にわたって過年度納付していることが確認でき、これについて申立

人の兄は、「当時の国民年金の加入手続及び保険料納付は全て実家に任せていた。」と供述していることから、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえれば、申立人についても、納付が可能であった昭和54年10月から56年3月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までについて、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点（56年12月頃）では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月及び同年12月

私が20歳の時に父親が亡くなり、国民年金の加入手続を忘れていたが、その後A市B役所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者から、2年間の国民年金保険料を遡って納付できるとの助言を受けたので、母親に相談したところ全額の保険料20万円を出してくれた。後日、数枚の納付書で保険料を納付したことを記憶している。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、役所で受け取った数枚の納付書により2年間(24か月)の国民年金保険料として約20万円を納付したとしており、申立人の母親からも同様の証言がある上、申立期間及び保険料納付済期間である昭和63年11月から平成2年10月まで(24か月)の保険料額は19万3,300円であることから、申立内容と符合し、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和57年8月及び同年9月は28万円、62年10月から63年12月までの期間及び平成元年2月から同年11月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から平成3年11月6日まで
A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と比べ低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和57年8月、同年9月、62年10月から63年12月までの期間及び平成元年2月から同年11月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和57年8月及び同年9月を28万円、62年10月から63年12月までの期間及び平成元年2月から同年11月までの期間を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月、同年 10 月から 60 年 8 月までの期間、同年 10 月から 62 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間、平成元年 1 月及び 2 年 1 月から同年 12 月までの期間については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 また、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から 57 年 6 月までの期間、60 年 9 月、62 年 5 月、平成元年 12 月及び 3 年 1 月から同年 10 月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書が確認できない上、事業主は既に死亡していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和29年11月1日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月10日から23年2月1日まで
② 昭和29年10月21日から同年11月1日まで
③ 昭和33年8月5日から同年9月1日まで

私は、昭和20年11月20日にB社に入社し、52年3月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出のあった申立人に係る個人台帳I、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、元同僚の供述及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社からB社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は数回書換えが行われているところ、同名簿により、申立人の被保険者資格の喪失日を見ると、書換え前の名簿は空欄であるにもかかわらず、書換え後の名簿では昭和29年10月1日、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）では同年同月21日、オンライン記録では同年同月21日となっていることが確認でき、それぞれ資格喪失日が異なっている上、申立人のほか同名簿において、同年同月1日以降に被保険者資格を喪失した被保険者13人について見ると、そのうち12人については、資格喪失年月日は同年同月となっているものの、日にちの記載が無く、残りの一人は、書換え前の名簿の資格喪失日は同年同月29日と記載されているにもかかわらず、書換え後の名簿では31年5月1日となっているなど、社会保険事務所（当時）の不適切な記録管理がうかがえる。

一方、申立人の異動先であるB社C支店の厚生年金保険被保険者臺帳及び同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は同社同支店において、昭和29年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和29年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る資格喪失時における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、B社から提出のあった申立人に係る個人台帳I、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、元同僚の供述及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和33年9月1日に同社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人のB社に係る資格喪失時における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、B社から提出のあった申立人に係る個人台帳I、同社からの回答及び元同僚の供述から、申立人は、同社又はA社のいずれか特定できないものの、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社によると、「申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に関する届出については、資料の保存期限が過ぎており現存し

ていない上、申立てどおりの届出を行ったかどうか、申立期間の保険料について納付したかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、B社からA社に転籍していたことが確認できる元同僚は、「私は、事務所は同じ場所であったし、仕事も同じであったので転籍しているという認識はなかった。」と回答しているものの、当該元同僚は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社で昭和21年8月12日に被保険者資格を喪失し、A社に係る被保険者名簿を見ると、同社で23年2月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和23年2月1日であることから、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間である上、21年10月にA社に入社し、申立人を知っていると供述している元同僚は、「私が入社した後、23年1月までの被保険者記録が欠落している。」と回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該元同僚の21年10月から23年2月1日までの期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和21年4月の定時決定、22年6月の厚生年金保険法の改正により、それぞれ標準報酬月額が改定が行われているが、申立人については、21年4月の定時決定の記録は確認できるものの、22年6月の同法改正時の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年6月1日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①については、昭和63年所得税確定申告書作成時のメモによると、B事業所で同年4月分及び5月分の社会保険料を支払ったことになっている。また、申立期間②については、A事業所の平成4年4月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管するA事業所に係る給料支払明細書及び預金通帳の記載内容により、申立人は、申立期間②について、A事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管する申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成4年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和63年所得税確定申告書作成時のメモによると、B事業所の収入額及び所得税額と共に社会保険料額として46,272円と記載されている。当該金額には、同年4月分及び同年5月分の厚生年金保険料額が含まれている。」と主張している。

しかしながら、B事業所は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除等は不明である。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人がB事業所における元同僚のC職として名前を挙げた二人については、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、当該二人はいずれも、「同事業所に勤務していたことがある。」としているものの、「申立人を覚えていない。」、「私は土曜日に勤務するパートのC職だったので、他のC職のことは分からない。」とそれぞれ供述している上、申立期間①当時に同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した14人に照会し、10人から回答が得られたところ、二人が申立人のことを記憶しているものの、いずれも「申立人の勤務期間を覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、申立人が保管するB事業所からの振込み通知は、昭和63年6月分及び同年8月から同年12月までの分であり、申立期間①に係る振込み通知は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、B事業所に係る健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月1日から同年10月1日までの期間、12年8月1日から同年10月1日までの期間及び15年4月1日から17年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成11年8月及び同年9月は24万円、12年8月及び同年9月は26万円、15年4月から17年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月5日から平成20年4月1日まで
私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を見たところ、申立期間における標準報酬月額が異なっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された家計簿の写しにおいて確認できる報酬月額又は社会保険料控除額並びに申立人の同僚が提出した給料明細書において確認できる報酬月額又は社会保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年8月及び同年9月は24万円、12年8月及び同年9月は26万円、15年4月から17年8月までは30万円に訂正

することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳に記載されている標準報酬月額、全ての期間においてオンライン記録と一致していることが確認できるところ、事業主は、「厚生年金基金に提出する書類と、社会保険事務所（当時）に提出する書類は複写式になっていたもので、記載内容は必ず一致していた。」と回答している上、事業主は、国の記録は届出どおりであり、申立てどおりの保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録及び同基金の加入員台帳における標準報酬月額に見合う報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、家計簿により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年12月から平成11年7月までの期間、同年10月から12年7月までの期間、同年10月から15年3月までの期間及び17年9月から20年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された家計簿の写しにより確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該家計簿の写しから確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和58年10月から59年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された58年及び59年に係る給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額が、オンライン記録の標準報酬月額を基に計算した社会保険料とおおむね一致又はこれを下回っている上、申立人も当該期間に係る家計簿や給料明細書等の関連資料を保管しておらず、当該期間の保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和58年10月から平成11年7月までの期間、同年10月から12年7月までの期間、同年10月から15年3月までの期間及び17年9月から20年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を33年8月及び同年9月は1万2,000円、同年10月から34年8月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私の夫がA社C支店に勤務していた期間のうち、昭和33年8月1日から34年9月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の妻の供述から、昭和34年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間前後の申立人に係る記録及び元同僚に係る同被保険者名簿の記録から、昭和33年8月及び同年9月は1万2,000円、同年10月から34年8月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 18 年 4 月及び同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 53 万円、同年 7 月は 47 万円、同年 8 月は 50 万円、同年 9 月は 53 万円、同年 10 月は 47 万円、同年 11 月は 50 万円、同年 12 月は 47 万円、19 年 1 月から同年 6 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

申立期間における標準報酬月額記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月に 24 万円から 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (41 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (24 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、申立期間について、平成18年4月及び同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は47万円、同年8月は50万円、同年9月は53万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は47万円、19年1月から同年6月までは41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から55年3月まで

私は、大学を卒業した昭和55年4月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口職員から、「国民年金は、20歳から掛けてもらわないといけない。」と聞かされたので、少し後から、国民年金保険料を20歳まで遡って数回に分けて金融機関で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳に到達した時点まで遡って、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間に係る過年度納付記録は見当たらず、A市の国民年金過年度収滞納一覧表においても、申立期間の納付記録は確認できない。

なお、申立人は、上記の特殊台帳によると、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料を56年10月に過年度納付し、55年10月から56年3月までの保険料を同年12月に過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の氏名について複数の漢字表記による検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月及び14年12月から15年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月
② 平成14年12月から15年7月まで

私は、平成11年3月に会社を退職し、同年11月に再就職後、申立期間①を含む同年3月から同年10月までの国民年金保険料について、送られてきた納付書によりA市役所の窓口で納付した。また、厚生年金保険被保険者期間の間の申立期間②に係る保険料については未納としていたが、18年頃、子供が生まれることが分かり、未納であることで出産一時金を受給することができなくなってはいけないと思い、役所で相談し、金融機関で分割により納付した。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、平成11年12月頃、申立期間①を含む同年3月から同年10月までの国民年金保険料をA市役所の窓口で一括して納付し、申立期間②については、18年頃、申立人又はその妻が数回に分けて保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、申立期間直後の平成11年4月から同年10月までの国民年金保険料を同年12月16日に一括して納付していることがオンライン記録により確認できるものの、当該日において、申立期間は過年度保険料となるどころ、A市によると、同市の窓口では国庫金となる過年度保険料は収納できなかったとしている。

また、申立期間②について、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成18年時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付でき

ない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月及び同年8月

私は、平成14年7月又は同年8月頃、申立期間の国民年金保険料を12年7月及び同年8月の学生納付特例期間の追納保険料と一緒にコンビニで納付したと思うが、事務処理ミスがあったと考えられるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年7月又は同年8月頃、申立期間の国民年金保険料を、12年7月及び同年8月の学生納付特例期間の追納保険料と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付していること、及び申立人が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする平成12年7月及び同年8月の追納保険料は14年8月7日に納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人は、平成12年4月から14年3月までの学生納付特例期間について、14年5月10日付けで追納申出を行ったことがオンライン記録により確認できることから、当該期間の追納に係る納付書を所持していたものと推認できるところ、12年4月から同年6月までの追納保険料を納付せず、同年7月及び同年8月を追納したことについて、申立人から具体的な供述は無い。

さらに、申立期間当時の収納事務は電算処理により取り扱われており、国民年金保険料の納付書は機械印字され、OCR(光学式文字読取機)により記録入力されることから、これらの納付記録が欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は、20歳の誕生日が過ぎるとすぐに納付書が届いたが、当時は学生であり、国民年金保険料は納付せずにいた。再度、督促状が届いたため、平成5年4月頃、母がA町役場（現在は、B市役所）で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したのに、未納とされているので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに国民年金の納付書が届き、納付せずにいると再度督促状が届いたため、平成5年4月頃、申立人の母親がA町役場で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、B市によると、当時のA町役場では、国庫金となる過年度保険料は納付できなかったとしており、申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録によると、平成5年11月8日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該日においても、申立期間に国民年金保険料の未納期間があったものと推認できるところ、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年9月30日に一括して現年度納付し、同年10月以降は、申立人の両親と同一日に納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人の母親が遡ってまとめて保険料を納付したのは一度だけであると供述している

ことと符合する。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から53年3月まで

私は、20歳から28歳で結婚するまで家業を手伝っていたが、国民年金保険料は、母親がほかの兄姉と同じように納めてくれていた。私が結婚したときに、母親から年金手帳をもらった記憶もある。記録を確認したところ、母親が保険料を納めてくれていた約8年間で未納とされていることが分かった。ほかの兄姉の保険料は未納無く納付されているのに、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和45年頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の兄姉の分と一緒に国民年金保険料を定期的に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間に係る過年度納付の記録は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとの主張も無い。

なお、申立人の兄及び長姉の国民年金手帳記号番号は昭和36年9月に申立人の母親と連番で払い出され、申立人の次姉については42年5月に払い出さ

れていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる。

さらに、申立人の氏名（読み名）について改めて検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成2年6月まで

私は、婚姻後の昭和62年12月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者に、同年9月末まで共済組合に加入していたことを説明し、同年10月及び同年11月の国民年金保険料をその場で納付した記憶がある。その後の保険料は、夫と一緒に納付しており、申立期間が未納とされている現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和62年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年10月及び11月の国民年金保険料をその窓口で納付し、以降の保険料は、申立人の夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年6月に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者台帳によると、届出年月日は同年5月12日と記録されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点で、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、平成2年4月から同年6月までは過年度納付が可能であるものの、A市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人は、平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料を、上記加入手続後の同年6月10日に現年度納付し、同年7月以降の保険料は、申立人の夫と同一日に納付している上、申立期間直後の2年7月から4年3月までの国民年金保険料を、同年7月30日に過年度納付していることがオンライン

記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から54年12月まで

私が結婚した昭和54年10月から55年の始めまでの頃、夫の勤務先に役所職員が訪れ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続を行った当日、職員から、「過去9年分の国民年金保険料を遡って納めて下さい。」と言われたので、夫は、その日のうちに銀行で申立期間の保険料を納付してくれたと思う。私は、夫から、「約30万円の現金と納付書を添えて金融機関でまとめて保険料を納付した。」と聞いた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月から55年の始めまでの頃に申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和56年8月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、この時点で申立期間の保険料を納付するためには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期（第3回特例納付の実施時期は、53年7月から55年6月まで）ではなく、申立期間のうち、54年6月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料を57年3月に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間に係る特例納付及び過年度納付記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について婚姻前の姓を含む複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から59年3月まで

昭和57年*月頃、私の父が、A市役所で学生だった私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を同市役所か郵便局で納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所又は郵便局で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、A市の国民年金収滞納リストによると、申立期間直後の昭和59年4月以降の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できるものの、上記加入手続きの状況から、申立期間の保険料を納付するためには、過年度納付によることとなるが、オンライン記録において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から54年3月まで

私の国民年金については、きっちりした性格の母が先々のことを考えて、満20歳を待って国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に毎月納付したと聞いており、8年間も保険料を納付していないとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和54年3月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和52年1月から53年3月までは過年度納付、同年4月から54年3月までは現年度納付が可能であるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から14年3月まで

私が20歳になった平成13年*月頃、私の父が国民年金の加入手続きを行ってくれ、同時に国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。平成14年度以降の免除申請も父親が行ってくれており、申立期間だけが未納とされているのは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ってくれたので、未納とされていることに納得できないと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間直後の平成14年度以降の国民年金保険料については、申請免除が承認された記録は確認できるものの、申立期間の保険料を免除申請した記録は見当たらない上、平成14年8月19日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できることから、同日時点において、申立期間に保険料の未納期間があったものと推認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から平成3年1月までの期間、5年8月及び同年9月並びに8年6月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から平成3年1月まで
② 平成5年8月及び同年9月
③ 平成8年6月から9年1月まで

私が会社を退職した平成3年3月頃、申立期間①の国民年金保険料の納付書が自宅へ送られてきた。その納付書に書かれた金額はかなりの大金（30万円程度）であったが、両親に相談したところ、将来のために納付した方が良いと言われ、その保険料の一部は母親から借り、私が自宅近くの郵便局で納付した。

また、申立期間②及び③については、自宅に送られてきた納付書と一緒にコンビニエンスストア又は郵便局で毎月納付した。

私の年金記録に未納と記録されている期間があることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月頃、申立期間①の国民年金保険料を一括して納付し、申立期間②及び③の保険料は納付書で毎月納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、当該期間については、平成10年4月に国民年金被保険者の資格期間として追加入力されていることが確認できることから、この時点まで国民年金に未加入の期間であったものと推認でき、この時点では既に時効により、申立人は、申立期間①及び②の国民年

金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、上記の国民年金の加入時点で国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、当該期間直後の平成9年4月から同年12月までの保険料を現年度納付したことがオンライン記録において確認できるものの、申立期間③に係る過年度納付記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

家族の国民年金は、A組合婦人部を通じて加入手続を行い、同組合婦人部の集金人に毎月、国民年金保険料を納付していたと母から聞いている上、当時の同組合は、半強制的に保険料を集金していた状況から考えても、両親が納付済みであるのに、私の申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親がA組合婦人部を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同組合婦人部の集金人に毎月、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和51年2月に払い出されたものと推認でき、当該払出しの時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、49年1月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、B市によると、集金人が国庫金となる過年度保険料を収納することはなかったとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をC県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の両親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和41年11月から44年8月までの期間及び52年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から41年10月まで
② 昭和41年11月から44年8月まで
③ 昭和52年5月から53年3月まで

昭和37年4月から会社に入社したが、家業が多忙となり、私が家事手伝いをしなければならなくなったので退職した。結婚するまでは、姉が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたが、結婚後は、私が市役所で夫婦二人分の免除申請をした。夫の年金記録では、免除になっている期間もあるのに、私の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の姉が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②及び③については、申立人自身が夫婦二人分の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月に夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、43年12月26日に発行されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、41年10月は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該月を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人の夫は、国民年金制度発足当初に、上記とは別の国民年金手帳記号番号がA市で払い出されており、昭和38年4月から44年3月までの期間について、当該手帳記号番号で国民年金保険料の免除申請が行われていることがA市の国民年金被保険者名簿により確認できるところ、申立人は、上記加入手続の時点において、43年10月以降は免除申請が可能であったものと推認できるものの、特殊台帳において、申立期間が申請免除された記録は見当たらない

さらに、申立期間③について、申立人に係る昭和52年度A市の収滞納一覧表によると、昭和52年5月に再取得の異動処理が行われているが、申立期間の国民年金保険料を免除申請した記録は見当たらず、申立人は、免除申請を行わなかったかもしれないとしている。

加えて、申立人の姉が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が申立期間②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から8年3月まで

私は、20歳になった平成5年*月頃、A市役所又はB町役場（当時）で国民年金の加入手続を行った。当時は学生だったため収入が無く、学生免除の申請を同時に行った。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時に国民年金保険料の免除申請を行うには、国民年金被保険者資格を取得し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻前の姓をC県内の全てについて検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は申立期間に係る保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から同年8月までの期間及び平成9年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年3月から同年8月まで
② 平成9年8月から同年11月まで

私は、申立期間①について、転居の際、A市役所で国民健康保険の手続に伴い、窓口で国民年金にも加入するように言われて加入手続を行い、翌日、同市役所で国民年金保険料を納付した。また、申立期間②についても、B市役所で加入手続を行い、同じく翌日、同市役所で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ転居の際、窓口で国民年金の加入手続を行い、翌日、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号で付番されており、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、その前提となる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をC県及びD県内で検索したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る国民年金の資格記録は、平成12年10月26日付けで追加入力されていることが確認でき、当該日までは、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であったものと推認される上、当該資格入力が行われた時点において、申立期間①及び②は既に時効による国民年金保険料の納期限を経過していることから、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から55年3月まで

私は、昭和47年頃に父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、父親からお金をもらって、20歳まで遡って国民年金保険料を納付し、その後も保険料を納付していた記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和47年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親からお金をもらって納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年8月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、54年6月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた上記の時点（昭和56年8月頃）では、申立期間の一部の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立期間直後の55年4月から56年3月までの保険料を57年2月に一括して過年度納付していることが記録されているものの、申立期間に係る過年度納付の記録は見当たらず、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料

を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成9年3月

私が会社を退職した平成3年3月と9年3月に国民年金保険料の納付書が自宅へ送られてきたので、その納付書に書かれた金額の保険料を自宅近くのコンビニエンスストア又は郵便局で納付した。私は、国の意に沿って保険料を納付してきたのに、この期間の納付記録が無いことに納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月と9年3月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、当該期間については、平成10年4月に国民年金被保険者の資格期間として追加入力されていることが確認できることから、この時点まで国民年金に未加入の期間であったものと推認でき、申立人は、申立期間①の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、上記の国民年金の加入時点で国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、当該期間直後の平成9年4月から同年12月までの保険料を現年度納付したことがオンライン記録において確認できるものの、申立期間②に係る過年度納付記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年

金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月 30 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 平成 6 年 6 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は昭和 54 年 5 月から 55 年 4 月まで A 社で正社員として勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。

申立期間②について、私は平成 5 年 7 月から 7 年 1 月まで B 社で正社員として勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。この間は交通事故により月 25 万ほどを会社からもらっていた。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 55 年 4 月まで、A 社で正社員として勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役は死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間①において A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先の判明した 13 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち 4 人が申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、申立期間①における申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立人に係る申立期間の被保険者記録は見当たらない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日はオンライン記録と同日の昭和 54 年 9 月 30 日と記録されており、健康保険証を返却したことを示す記載が確認できる上、申立人は「健康

保険証は会社を辞めてから返却した。勤務している途中で、先に保険証を返すことは無かった。」旨供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「平成7年1月までB社で正社員として勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表取締役は連絡先不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間②においてB社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人を記憶する者はおらず、申立期間②における申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は平成6年5月31日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致する上、申立期間中の同年6月24日に求職の申込みをしており、待期満了後の同年7月1日から計87日分の基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人のB社における健康保険証は平成6年6月21日に返却されていることが確認できる上、申立人は「健康保険証は会社を辞めてから返却した。勤務している途中で、先に保険証を返すことは無かった。」旨供述している。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、平成 4 年 2 月 21 日に A 社に入社し、同年 11 月の給与を受領したのを最後に同年同月末で同社を退職したが、申立期間の標準報酬月額について、給与額の変更は無かったのに低くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が同社を退職する直前の平成 4 年 11 月 9 日付けで、同年 8 月 1 日に遡って 17 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった普通預金通帳を見ると、申立期間のうち、平成 4 年 10 月及び同年 11 月について、A 社からの振込額は確認できるものの、同振込額に基づき、申立人の申立期間に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確定することができない。

また、A 社は、平成 11 年に休業し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、資料も廃棄されていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

さらに、A 社の元代表取締役は、「当社は、平成 11 年に休業し、賃金台帳、厚生年金保険等に関する資料は全て廃棄している上、当時の厚生年金保険の実務担当者も所在が分からないことから、遡及訂正された理由及び標準報酬月額の引下げに伴う厚生年金保険料の差額の申立人への還付等については分からない。私も当時の同社の経営状態がどうであったかなど記憶がはっきりしない。」と回答している上、当時の同僚からも、具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成 3 年 12 月頃まで
私は、昭和 62 年 3 月の中学校卒業後に、A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 3 年 12 月頃までの期間継続して勤務していたが、昭和 62 年 12 月 1 日以降の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社には、昭和 62 年 12 月 1 日以降も、退職する平成 3 年 12 月頃までの期間は勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社の元代表取締役は所在不明であり、B 社に照会を行ったが回答を得ることができない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の健康保険番号 1 番から 10 番までの元従業員で、住所の判明した二人に照会したが、回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険加入状況等を確認することができない。

また、A 社は、昭和 63 年 5 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間のうち、同年同月同日以降の期間は、厚生年金保険に加入できない期間である。

さらに、申立人の A 社に係る被保険者原票によると、申立人は、同社において昭和 62 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 2 日から 49 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 47 年 9 月に前に勤めていた会社を辞めて、A社に就職した。商売のノウハウを学ぶため、最初の約 4 か月間はB国で研修を受け、日本に帰国後は、B国のC商品を扱う店で2年間勤務し、その後は同社の本社で勤務した。

しかし、国の年金記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の妻及び元同僚は、申立人が同社で勤務していたことを証言しているものの、申立人の勤務期間の特定はできない。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員 12 人に文書照会を行い、9 人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡しており、当時の関係書類も保存されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月30日から同年10月1日まで

私は昭和27年6月1日からA社に勤務し、28年10月1日に同社を退職し、同日付けでB事業所に就職した。

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和28年10月1日となるはずである。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和28年9月30日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年10月1日にB事業所において同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できないところ、申立人は、「A社のC氏の著書には、「A社は（同年）10月1日をもって業務を閉じ、社員は退職し、同日B事業所に就職した。」とあるので、私のA社の資格喪失日は同年10月1日となるはずである。」と主張している。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記のC氏は既に死亡している上、申立人は、「申立期間当時の事務担当者は申立人自身であった。」と主張しているが、保険料控除について記憶していないことから、保険料控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年9月30日に、同日時点の被保険者44人のうち、申立人を含む43人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、唯一、被保険者資格を喪失しなかった一人は既に死亡しているため、当該元従業員から当時の状況を確認することができない。

さらに、昭和28年10月1日にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している42人のうちの40人は、申立人同様、同年9月30日にA社に

において同資格を喪失した者であるところ、当該40人のうち、連絡先の判明した4人に照会し2人から回答が得られたものの、当該二人は、「A社とB事業所との間で休んだ記憶は無く、両事業所で働く従業員は同じメンバーだったが、両事業所は全く別の組織である。当時の給料や保険料控除について覚えていない。」とそれぞれ証言している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月頃から32年頃まで

私は、昭和29年7月頃から32年頃までの期間はA県B町(現在は、C市)にあったD社の社宅兼営業所に勤務し、E業務をしていた。同社を退職後に失業保険を受給した記憶があるのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社F営業所の所在地及び業務内容についての申立人の詳細な記憶並びに元従業員の供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、同社同営業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社の申立期間当時の事業主の所在は不明である上、同社の事業を継承しているG社は、「事務所の移転等により、D社の申立期間当時の資料は既に廃棄しており、当時の事情については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、住所が判明した12人に照会したところ、10人から回答があったが、そのうちの8人は申立人を記憶していない上、残りの2人は、申立人を記憶しているものの、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、「D社は、各営業所に勤務していた従業員の社会保険の加入手続は本社一括で行っており、各営業所の所長から本社に報告があった従業員について加入手続を行っていた。申立人のことは記憶になく、申立期間当時、F営業所の所長から申立人について報告があったかど

うかは覚えていないが、報告があれば遅滞なく社会保険加入手続をしており、少なくとも手続をしていない従業員の給与からは厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と供述している。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、同名簿の整理番号には欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 15 年 4 月に工賃計算などを行う事務職員としてA社に入社し、同社B事業所に配属された。

しかし、国の年金記録では、A社B事業所に配属されていた期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所における複数の元同僚の氏名を記憶している上、同社同事業所で勤務していた当時の名刺を保有していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の関連資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、一般職員（事務職）及び女子の厚生年金保険の適用は昭和 19 年 6 月 1 日（保険料納付は同年 10 月）からとされているところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、17 年から同社同事業所で事務職として勤務していたと証言している元従業員二人及び申立人が申立期間に同社同事業所で事務職として一緒に勤務していたと記憶する元同僚 3 人は、いずれも、申立人と同様に同社同事業所において厚生年金保険の加入記録が無く、19 年 6 月 1 日に同社の別の事業所で同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において、申立人は厚生年金保険の適用対象者ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 10 日から同年 6 月 20 日まで
② 昭和 32 年 11 月 20 日から 34 年 9 月頃まで

私はA社に入社し、34年9月頃までB職として住み込みで勤務していた。年金記録に欠落があるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において、昭和 31 年 7 月頃から 34 年 9 月頃まで勤務したと供述する元同僚（当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。）が、「私が入社してからしばらくの間、申立人は、同じ現場でB職の仕事をしていた。その後、申立人とは別の現場となったが、34年6月頃に再び同じ現場となり、同年9月頃、私と同時期に申立人も退職した。申立人は途中、一旦退職したり、転職したりしていないと思う。」と証言しており、申立期間②のみに当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の元同僚は、「私の勤務期間と年金記録は一致する。申立人の勤務期間及び雇用形態等は分からないが、申立人は私と同時期に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、当該事業所は既に解散している上、当時の代表取締役、取締役及び事務担当者は死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認することができない。

また、申立期間①及び②前後の時期において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 33 人に照会したところ、回答があった 18 人のうち 4 人が、申立人を記憶していたものの、いずれも申立人の勤務期間及び雇用形態を記憶しておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務

実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言が得られない。

さらに、上記回答があった18人のうち、当該事業所における自身の勤務期間を記憶している11人中7人が、「自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険被保険者期間とは相違する。」と供述しているところ、当該7人全員が「当該相違する期間の給料から厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。当時の給与明細書等の資料は保存していない。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間②の終期頃、一緒に勤務していた元同僚として名前を挙げた7人のうち5人は、昭和34年9月時点において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が見当たらない上、当該5人のうち同被保険者記録が確認できた4人の資格喪失日は、申立期間②の終期よりも13か月から28か月前であることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、必ずしも従業員の全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではなかったことがうかがえる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和32年3月10日及び同年11月20日と記録されており、オンライン記録と一致する上、2回の資格喪失に係る記録には、いずれも健康保険の被保険者証を返却したことを表す「返」の記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月から8年9月まで
② 平成8年10月から10年2月まで

オンライン記録では、私の申立期間の標準報酬月額が引き下げられているが、当時、経営状態は悪くなく標準報酬月額を引き下げる必要はなかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された納税証明書（平成7年分）において確認できる所得金額、並びに所得税の確定申告書（8年分、9年分及び10年分）及び市民税・県民税課税証明書（9年分）において確認できる給与収入金額により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額であったことがうかがえる上、A社の当時の顧問税理士によると、「申立期間当時、同社の事業活動は順調であり、申立人の役員報酬を引き下げる必要はなかったと記憶している。」と証言している。

しかしながら、申立期間のうち、平成7年2月から同年12月までの期間については、申立人から提出された上記の納税証明書（平成7年分）には、当時の社会保険料に係る記載が無い上、A社は、既に破産手続が終結しており、同社の事業主であった申立人及び上記の顧問税理士は、同社に係る貸金台帳等を保管していないことから、当該期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間のうち、平成8年1月から10年2月までの期間については、申立人から提出された上記の所得税の確定申告書（8年分、9年分及び10年分）及び市民税・県民税課税証明書（9年分）により確認できるそれぞれの社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき試算したそれぞれ

の年の社会保険料額とおおむね一致する。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間の直前の平成7年1月は53万円であったところ、申立期間のうち同年2月から同年8月9日までの期間に係る標準報酬月額については、同年8月9日付けで遡って15万円に引き下げられ、その処理は、申立人と同日の同年2月1日に標準報酬月額が引き下げられている被保険者が3人確認でき、当該3人のうち2人は、同年3月26日付けの資格喪失処理も同時に行われていることが確認できる上、同社に係る債権記録リストによると、当該処理日（同年8月9日）までに到来する納付期限（同年7月31日）の保険料について、3か月連続（同年3月から同年6月まで）して納付期限内に納付できずに延滞金が発生しているところ、当該処理日（同年8月9日）から9年9月26日までは延滞金が発生していないことがそれぞれ確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において唯一の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「給料額は自分で決めていたが、海外出張が多く、国内における事務処理については事務担当者に任せていた。」と供述しているが、当時の事務担当者によると、「実印の管理は社長である申立人が行っており、勝手に届出を行ったことはなく、申立人に決定権があった。社会保険料の負担が重いので、申立人の指示で標準報酬月額を引き下げた。」と証言している上、当時の顧問税理士によると、「同社の実印管理者及び決裁権者は申立人であった。」と証言していることから、申立人が関与せずに当該期間に係る標準報酬の月額変更処理が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の当該減額処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 39 年 10 月
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで

私は、同僚のAさんと一緒にB社で働くことになったが、同社では一度も給料が下がったことは無く、毎年上がっており、昭和 39 年頃には 3 万 5,000 円から 4 万円の給料をもらっていたと記憶している。同社で勤務した期間のうち、38 年 10 月から 39 年 5 月までの標準報酬月額は 1 万円から 2 万 2,000 円に訂正されたが、その他の期間の標準報酬月額は 1 万円のままととなっている。38 年 10 月以降の標準報酬月額が訂正された理由を説明するとともに、同社における標準報酬月額が低いので調査してほしい。

また、その後勤務したC社（現在は、D社）における昭和 39 年 10 月分の標準報酬月額が 2 万 4,000 円から 1 万 8,000 円に下げられているので調査してほしい。

さらに、D社における昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月までの標準報酬月額についても、41 万円から 38 万円に下げられているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、昭和 35 年 9 月 10 日から 38 年 10 月 1 日までは 1 万円、同日から 39 年 5 月 26 日までは 2 万 2,000 円と記録されているところ、申立人は、「B社では一度も給料が下がったことは無く、39 年頃には 3 万 5,000 円から 4 万円の給料をもらっていた。病気の親の生活も支えていたので、標準報酬月額のような収入では生活できなかつたはずである。」と主張している。

しかしながら、B社は既に廃業し、元事業主も死亡しているため、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、申立人のほかに3人確認できるところ、このうち2人（残りの一人は既に死亡）に文書照会したものの回答が得られないため、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうちの一人が保管する昭和36年6月分の給料支払明細書によると、当該元従業員は、同年同月の標準報酬月額は1万円であるところ、これを上回る3万874円が支給されていることが確認できるものの、保険料控除額に相当する標準報酬月額は、当該元従業員の標準報酬月額（1万円）と一致することが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、申立人と同日に資格を取得した上記の3人と比較しても同額か、これを上回っていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額である事情は見当たらない。

なお、申立期間のうち、昭和38年10月1日から39年5月26日までの期間の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初1万円と記録されていたところ、平成22年8月に2万2,000円に訂正されているが、これは、上記の被保険者名簿において2万2,000円とする記録が確認されたことによるものである。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の昭和39年10月分の標準報酬月額は1万8,000円と記録されているところ、申立人は、「給料が下がったことはないのに、39年10月分の標準報酬月額が直前の2万4,000円から1万8,000円に下げられている。」と主張している。

しかしながら、D社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立期間②における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和39年10月付けの標準報酬月額が前月の同月額を下回っている元従業員3人に照会したところ、唯一回答が得られた一人も給与明細書は保管しておらず、保険料控除の状況について確認することができない上、当該元従業員は、「私の標準報酬月額は、39年10月以外にも3回下がっているが、残業時間の増減、給与形態の変更、身分の変動等により標準報酬月額が下がることがあったので、私の標準報酬月額は正当なものとなっている。」と証言している。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の昭和63年10

月から平成元年9月までの期間の標準報酬月額が38万円と記録されているところ、申立人は、「給料は下がったことがないのに、当該期間の標準報酬月額が直前の41万円から38万円に下げられている。」と主張している。

しかしながら、D社から提出された申立人に係る給与台帳によると、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる上、同社では、「申立人は、昭和62年8月1日付けで管理職になっており、管理職になった時点で給与体系が改定され給与が固定化されるため、支給金額が下がることもある。」と回答している。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月23日から同年6月30日まで
② 昭和20年7月1日から同年10月25日まで

私は、A社及びB社において、勤務していた期間があるにもかかわらず、当該期間の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①前に勤務していた事業所が被災したために、元同僚5人と一緒にA社へ転職したと供述しているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人及び上記5人の元同僚のうち申立人が氏名を記憶している4人の氏名を確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる11人のうち、唯一所在が確認できた一人に、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、回答があったものの、申立人が申立期間①において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、A社は昭和20年8月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る被保険者名簿から確認できた当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立期間①についての記録は確認できない上、A社に係る被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、A社が疎開したために、元同僚4人と一緒にB社へ転職したと供述しているものの、当該事業所に係る被保険者名簿

において、申立人及び上記4人の元同僚のうち申立人が氏名を記憶している3人の氏名を確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間前後に被保険者記録が確認できる73人のうち、唯一所在が確認できた一人に、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、回答があったものの、申立人が申立期間②において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所は昭和51年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖登記簿謄本から確認できた当時の取締役等の連絡先も不明であるため、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間②についての記録は確認できない上、B社に係る被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る事業所に申立人と一緒に転職したとする元同僚の所在は不明であり、申立てに係る事情について確認することができない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年春頃から 44 年秋頃まで

私は、昭和 43 年春頃から 44 年秋頃まで、A施設内の売店や食堂でフルタイムで働いていた。

一緒に入社した同僚には、厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主は、「申立期間当時、A施設内には、C社、B社、D社の3事業所が存在していた。時期ははっきりしないが、申立人はA施設内のレストランや売店で勤務していた。」と証言していることから、申立人が上記の3事業所のいずれかで勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和 43 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降の期間は、適用事業所ではない期間である。

また、B社から提出された昭和 43 年 10 月及び 44 年 10 月の定時決定に伴う健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人の氏名が無いことが確認できる。

さらに、C社及びD社は、既に廃業しており、元事業主も死亡し、B社には関係資料が保存されていない上、オンライン記録によると、申立期間にこれら3事業所のいずれかで厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員に照会しても申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の

欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 21 日から 53 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの期間、A 社（昭和 52 年 4 月に、B 社と名称変更）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が 52 年 7 月 21 日までしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年 7 月 21 日から 53 年 3 月 10 日の期間についても B 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に被保険者記録が確認できる 20 人のうち、連絡先の判明した 11 人に照会をしたところ、7 人から回答があり、そのうち一人は、「申立人は、私が退職（昭和 52 年 7 月 1 日）する 1 ないし 2 か月前から事務所にはあまり出勤していなかったため、退職時期については分からない。」、他の 4 人は、「申立人を記憶しているが、退職時期については分からない。」、残りの二人は、「申立人を記憶していない。」とそれぞれ回答していることから、申立人の退職時期等については、供述を得ることができない。

さらに、B 社は、昭和 52 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間のうち、同年同月同日から 53 年 3 月 10 日までの期間については、厚生年金保険に加入できない期間である。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 52 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 21 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 8 日から 42 年 2 月 16 日まで

私は、国（厚生労働省）の年金記録において、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の前の昭和33年11月1日から34年2月26日までの期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっていることから、未請求期間があることについて不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 10 日まで
A社に勤務した期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年11月27日に支給決定されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立事業所に係る同被保険者記録について、「38.10 回答済」の押印が確認でき、申立人に係る脱退手当金の請求に併せて当該記録の確認が行われたことがうかがえるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されたページの前後83人の女性のうち、脱退手当金の受給要件を有する申立人を含む49人を調査したところ、当該事業所を最終事業所として同手当金の支給記録がある者が33人確認でき、そのうち31人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に同手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給決定記録を有する33人のうち所在が確認できた17人に照会したところ、5人が、「会社から代理請求をしてもらった。または、会社が手続をした。」と証言していることから、事業主による代理請求がなされていた可能性が考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から32年3月1日まで

昭和30年3月に親が経営するA社に入社したが、国の年金記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年3月に親が経営するA社に入社した。」と主張しているところ、同社における元同僚の証言からは、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「当時の社会保険事務担当者が死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除は不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の加入記録を有する元従業員12人に照会し、10人から回答を得たが、申立人の厚生年金保険の加入について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、A社の事業主である申立人の父親は、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 12 月 31 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 12 月 31 日までの標準報酬月額が実際の給与額と比べて低すぎるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における標準報酬月額が実際の給与額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、B社は、「当時、当社の業務として教室の開催と商品の訪問販売があり、前者に係る業務は雇用契約を締結して給与を支払い、後者に係る業務は委託販売契約を締結し、実績に応じて報酬を支払っていた。厚生年金保険については、教室勤務による給与額を基に、標準報酬月額や同保険料の算出を行っていた。」と回答している。

また、A社の元従業員から提出された昭和 59 年 6 月から 63 年 12 月までの給与明細書によると、給与額と報酬額が別々に記載され、厚生年金保険料の控除額は、給与額のみに基づいて算出されていることが確認できる上、同控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合ったものとなっていることが確認できる。

さらに、B社は、「当時の関係資料が残っていないため、申立人の申立期間における標準報酬月額、厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 8 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで

私は、A社のあっせんを受け、昭和 46 年 4 月から同年 6 月まではB社に、同年 7 月から 47 年 8 月まではC社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①及び②）。

また、昭和 50 年 4 月から同年 8 月までは、D社で正社員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間③）。

調査の上、上記の期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 46 年 4 月から同年 6 月まではB社に、同年 7 月から 47 年 8 月まではC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、所在地を管轄する法務局において、B社及びC社の商業登記は確認できない上、オンライン記録によると、これらの事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、上記販売所の申立期間当時の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社は、「当社では、傘下の販売所における厚生年金保険の適用状況等については把握していない。」と回答している。

2 申立期間③について、申立人は、D社の所在地及び当時の事業主の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務

していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和56年10月1日であることが確認でき、申立期間③は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、D社の担当者は、「新規適用日より前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している上、新規適用日に同社で同保険被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「新規適用日以前の勤務期間においては、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月4日から同年11月1日まで
② 昭和38年9月29日から同年10月1日まで

申立期間①については、前職のA社を昭和37年9月30日に退職し、同年10月1日からB社で勤務したが、同年10月の記録が抜けている。

申立期間②については、昭和38年9月30日に退職し、同年10月1日からC社D工場に入社したが、同年9月の記録が抜けている。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和37年11月1日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年9月29日に同資格を喪失しているところ、申立人は「同社において37年10月1日から勤務し、38年9月30日に退職しており、申立期間①及び②の年金記録が無いのは納得できない。」と主張している。

しかしながら、B社では、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、社会保険の事務手続及び保険料控除については、不明である。」と回答しており、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は元同僚一人の氏名を記憶しているものの、当該元同僚に照会しても、申立人の勤務期間について具体的な証言が得られない上、申立期間①及び②にB社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員14人に照会したところ、回答のあった13人のうち、唯一、申立人を記憶する一人も「申立人の勤務期間については分からない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管する申立人の「入社申

告書」によると、申立人のB社における就職年月日は、昭和37年10月22日、退職日は38年9月29日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月6日から31年7月6日まで
② 昭和31年11月28日から33年11月28日まで

私は、A社に昭和29年7月6日から33年11月28日まで継続して勤務したが、そのうちの29年7月6日から31年7月6日までの期間及び同年11月28日から33年11月28日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社においてB職として勤務していたと主張しているものの、複数の元同僚からは、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、申立人がA社において同職種の元同僚として氏名を記憶する者の同社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、当該元同僚は、「A社には、B職として約1年勤務したが、厚生年金保険に加入しておらず、事業主により保険料が控除されていた記憶も無い。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社において被保険者記録を有し、所在が確認できた元同僚9人に厚生年金保険の加入状況について照会し、6人から回答を得たところ、そのうち申立人と同職種の二人は、「私は、昭和27年12月又は28年1月頃にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者期間は32年4月1日からとなっている。」、「私は、31年5月から33年6月まで勤務したが、被保険者期間が31年5月から同年7月までの期間しかない。」とそれぞれ証言していることから、同社では従業員の全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和40年7月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、複数の元従業員が同社において厚生年金保険事務を担当していたと証言している元事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から申立期間①及び②に係る保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から14年12月3日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から14年12月3日まで

私のねんきん特別便の記録を見ると、A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額で記録されている。賃金台帳等の資料は無いが、賃金が低くなる理由は無いので、調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の当該事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成5年9月10日付けで同年6月1日に遡って30万円から9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同じ日付（平成5年9月10日）で、A社の取締役の厚生年金保険被保険者記録についても遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、同社に係る厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書及び滞納処分票の記録から、同社は、申立期間において厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認でき、上記滞納処分票の記録を見ると、申立人は、何回も社会保険事務所（当時）と滞納保険料の納付について交渉していることが確認できることから、申立人は自らの標準報酬月額の引下げの事実を知らずに滞納金の処理について、交渉を進めていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表

取締役である申立人が、記録訂正処理に関与しながら自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、平成5年10月1日から14年12月3日（申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日）までの期間に係る標準報酬月額の記録については、10回の算定基礎届に基づき、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されており、遡及訂正された形跡は無い上、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

さらに、A社代表取締役であった申立人は、当時の貸金台帳、厚生年金保険に関する資料は全て処分したとしており、申立人の厚生年金保険料控除の状況等について、確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 15 年 5 月 26 日まで

A社の入社前に、社長から給与を 62 万円前後にするとと言われて、平成 6 年 7 月 1 日に入社した。定年退職する 15 年 5 月までの 106 か月間、給与は全く変わることなく受け取っていた。標準報酬月額が低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人の銀行口座に係る取引履歴によると、オンライン記録の標準報酬月額を上回るA社からの入金を確認できる上、同社から提出された平成 13 年度確定保険料算定基礎賃金集計表（雇用保険）によると、申立人が主張する標準報酬月額（62 万円）に相当する賃金月額を確認できないものの、平成 13 年 4 月から 14 年 3 月までの申立人の各月の賃金月額（最低額は約 30 万円、最高額は約 42 万円）は、オンライン記録の当該期間の標準報酬月額（28 万円）を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社では「賃金台帳は既に処分しており、厚生年金保険に係る届出や保険料の納付状況についても、確認できる資料が無いので不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除額や報酬月額の届出状況等について確認することができない上、同社では、「国の標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。社員の給与は、基本給が 20 万円、職務手当と現場手当を合わせても 30 万円ぐらいであり、これに残業がつくが、60 万円以上の給料を払うことは無い。」と回答している。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する従業員のうち、23 人に照会をしたところ、回答のあった 3 人は、いずれも同社

における給与明細書を保管しておらず、給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 11 日から 20 年 4 月 1 日まで
申立期間についてはA社（現在は、B社が継承）に継続して勤務し、C丸に乗船していた。年金記録の空白に疑義がある。調査の上、記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和 18 年 8 月 31 日に入社し、24 年 2 月 1 日に退職した旨の記録が確認できる。

また、上記人事記録によると、申立人は、昭和 19 年 12 月 6 日に「C丸」に「艀装員」として「派遣」、同年同月 9 日に「着任」、同年同月 15 日に「C丸」に「派遣」、20 年 8 月 6 日に「C丸・機員」及び「下船」の記載が確認できる上、同社が発行した「D戦時船史」によると、「C丸」における同年 7 月 28 日現在の乗組員名簿の中に、機関員として申立人の氏名が確認できる。

しかしながら、上記「D戦時船史」により、「C丸」における昭和 20 年 7 月 28 日現在の乗組員名簿の中に氏名が確認できる複数の元同僚を把握したものの、当該元同僚の現在の所在を確認することができないため、これらの者に申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について照会することができない。

また、上記複数の元同僚の船員保険被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に昭和 20 年 4 月 1 日又は同日以降に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和 20 年 4 月 1 日前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者（予備船員）」については、船員保険の適用が無かったところ、上記申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和 18 年 10 月 25 日に「E丸」に乗船し、19 年 6 月 10 日に下船、同年 8 月 5 日に

「F校」に入学、同年11月20日に修了の記載が確認できる。

加えて、B社は、「申立人は、昭和19年11月までは予備船員であり船員保険対象外である。C丸については、同年12月からG団体使用船となっており、申立人もG団体へ派遣されたものと考えられる。当該期間の船員保険加入については資料が無く不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 22 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社が継承。）に平成 2 年 1 月 22 日から勤務したが年金記録が同年 3 月 1 日からとなっている。また、給料は同年 3 月及び同年 4 月に同額の給料が支払われている。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者証の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元従業員 8 人に申立人の勤務状況及び同保険の加入の状況について照会し、3 人から回答を得たものの、そのうち二人は、「申立人に記憶は無い。A社には試用期間があり、私も最初の 3 か月、厚生年金保険は未加入になっている。」、「会社には 3 か月の試用期間があった。」とそれぞれ証言している上、同社において総務を担当していた元従業員は、「私は平成 8 年に入社した。C 業界は以前より人の出入りが激しく、A社にも試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言していることから、当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社から相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、B社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得の届出及び保険料の納付について資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

さらに、D健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険台帳によると、申立人は、平成 2 年 3 月 1 日に同保険被保険者資格を取得し、5 年 12 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が保管する平成2年分給与所得の源泉徴収票により申立人の社会保険料控除額（健康保険料額、厚生年金保険料額及び雇用保険料額）について検証を行ったところ、当該源泉徴収票の同控除額は、8か月分（同年5月から同年12月まで）に相当する金額であると認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

A社で、昭和 32 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間、B職として正社員で勤務したのに、36 年 8 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの年金記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社でB職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記複数の元同僚は、「申立人はB職であったと記憶している。A社は、B職は正社員とせず、請負で仕事をさせていた。」「申立人は、A社に入社当時、私と同じ見習の仕事をしていたが、早い時期にB職を希望し異動した。B職に異動するまではA社の正社員として働いていたと思う。」とそれぞれ証言している。

また、申立人は、B職の仕事を教えてもらった二人の先輩の氏名を記憶しているところ、当該二人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人と一致している。

これらのことから判断すると、A社ではB職を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、元事業主及び元同僚が記憶する当時の事務担当者並びに申立人が記憶する元同僚はいずれも所在が確認できず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない上、A社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月26日から37年4月2日まで

私は、A社を昭和37年4月に退職したが、脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日、脱退手当金支給額、裁定年月日、支給年月日などが明確に記載されている上、申立人の「旧姓」で支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年6月13日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。